

記入例と補足事項（長寿命）

なお、この様式は規約部分の追記、削除は不可

<長寿命型 様式2 - 1 >

地域型住宅グリーン化事業実施支援室 殿

建築主、交付申請者欄記入（この部分は自署、又は打ち込み）

建築主	氏名
	氏名
交付申請者 (施工事業者)	事業者名 代表者名
申請代理人 (グループ事務局)	グループ名称 茨城・森から家 Net 担当者名 佐藤 耕一

甲（建築主）及び乙（施工事業者）は、平成29年度地域型住宅グリーン化事業（以下、「本事業」という。）に対する補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。なお、補助金交付申請等に係る手続きの一切は、丙（グループ事務局）に委任します。

平成29年度地域型住宅グリーン化事業（長寿命型） 共同事業実施規約

（要件等の確認）

- 第1条 甲及び乙は、本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。甲、乙及び丙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに相手に通知する義務を負う。
- 2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ホ)の全ての事項について、了解したものとす。
- (イ) 本補助金の補助対象となる住宅について、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと（他の補助金の交付対象部分を除く部分は、この限りではない）
 - (ロ) 本補助金を受けた住宅（以下、「住宅」という。）について甲は、注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと
 - (ハ) 補助金で取得し、または効用の増加した財産（取得財産等）を、処分制限期間（補助金受領後10年間又は耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することをいう。）しようとする時は、事前に処分内容等について、国土交通大臣の承認を受けなければならないこと

- (二) 交付決定が取り消された場合には補助金の返還をしなければならないこと
- (ホ) 提出した個人情報、支援室が国から本事業に係る補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存され、本補助金の目的の範囲内で国土交通省の求めに応じて報告されるほか、国、地方公共団体及び国の他の補助事業の事務事業者からの国庫補助事業実施上の要請に基づき、これらの機関に提供されることがあり、また当該個人情報に係る個人特性を統計的に処理したデータが公表されることがあること

(申告)

第2条 甲及び乙は、交付規

(イ)(ロ)建築主と施工事業者がチェックしてください。

程第1条第1項第1号において、相互に申告する。なお(ロ)及び(ハ)にはその役員等(実質的に経営に参与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 平成26年度以降、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第13条の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

甲(有り 無し) 乙(有り 無し)

(有りの場合の返還補助金の概要は別紙による)

(ロ) 交付規程第5第3項に規定する暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

甲(有り 無し) 乙(有り

建築主が関係会社等に該当しない場合こちらにチェック

(ハ) 甲乙の関係が交付規程第5第4項及び第5項に規定する関係会社等であること

該当する(三者見積りによる申請) 該当しない
(設計原価による申請) (第5項ただし書きによる)

交付規定第5第4項及び第5項に規定する関係会社等とは

交付規定第5条

第4項

実施支援室は、本補助金の申請にあたっては、次の各号のいずれかに該当する法人等(以下、「関係会社等」という。)からの調達の有無については申告をを求めるものとする。

一 100%同一の資本に属するグループ企業

二 申請者の関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号を除く。)

三 申請者の役員である者(親族を含む)又はこれらの者が役員に就任している法人

第5項

申請者が関係会社等から調達を行う場合にあっては、補助金交付申請にあたり、3者以上からの見積りの結果を提出しなければならない。ただし、営業利益(間接経費を含む)を除いた価格を提出する場合には、この限りではない。

簡単な一例

建築主が施工事業者の代表者の場合は第4項三号にあたり、3者以上からの見積りの結果による申請または原価による申請となります。

建築主が施工事業者の従業員の場合は役員である場合は該当します。役員で無い場合(平社員)は該当しません。

該当した場合は、3者以上の見積りは手間がかかるため、設計原価による申請をおすすめします。

(不承認)

第5条 乙は、本補助金の交付が受けられない、または交付が見込まれる補助金額が減額されることを知った場合、すみやかに甲に通知し、互いに誠実に協議を行うものとする。

甲、乙及び丙は、本規約を3通作成し、それぞれ保管するものとする。

平成 年 月 日 日付記入

【甲】建築主

住所

建築主の住所、氏名、施工事業者の住所、事業者名、代表者名は自署、又は打込みです。

氏名

印

住所

氏名

押印は契約書と同じ印です。

【乙】

住所

施工事業者

事業者名

代表者名

印

押印は契約書と同じ印です。

申請代理人として上記の内容を確認しました。

【丙】

グループの名称 茨城・森から家 Net

グループ事務局

事業者名 株式会社 茨城木材相互市場

担当者名 佐藤 耕一

印

電話番号 029-221-3116